

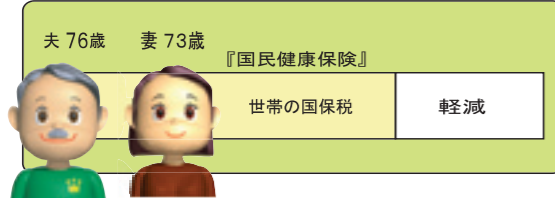
国民健康保険税の減免制度

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)ができたことに伴い、保険税が次のような場合に減免になります。

国民健康保険に加入している世帯で、75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行し、75歳未満の方が引き続き国民健康保険の場合

【例1】これまでどおり一定基準以下の所得の方は、国民保険の軽減が引き続き受けられます。世帯構成や収入が変わらなければ、5年間今までと同じ軽減を受けられます。

《平成20年3月まで》夫婦ともに国保に加入の場合

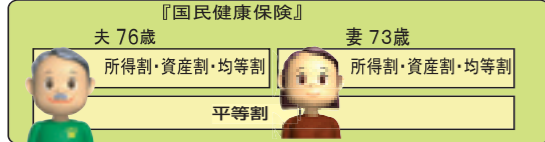


《平成20年4月から》夫が後期高齢者医療制度へ、妻は国保のままの場合

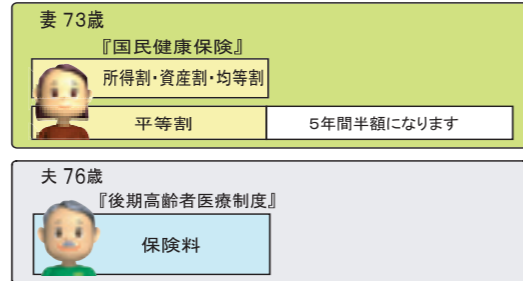


【例2】世帯ごとの『平等割』が半額になります。国民健康保険の被保険者が1人になる場合には、5年間、『平等割』が半額になります。

《平成20年3月まで》夫婦ともに国保に加入の場合



《平成20年4月から》夫が後期高齢者医療制度へ、妻は国保のままの場合



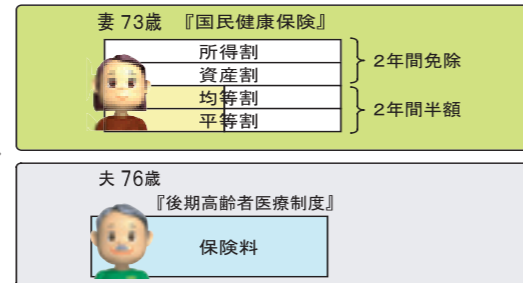
75歳以上の方が会社の健康保険などの被保険者から後期高齢者医療制度に移行することにより、その扶養家族である被保険者の方で65～74歳の方が新たに国民健康保険に加入する場合

【例3】2年間、『所得割』『資産割』が免除され、『均等割』が半額となります。さらに被保険者が1人の場合には世帯ごとの『平等割』も半額になります。

《平成20年3月まで》夫が会社の健康保険の被保険者、妻がその被扶養者の場合



《平成20年4月から》夫が後期高齢者医療制度へ、妻は国保に加入の場合



● 社会保険等被保険者資格喪失証明書などにより、旧被扶養者の資格が確認できる場合は、資格取得届をもって申請手続があったものとみなします。

● **改正による影響**
 【後期高齢者支援金等課税分】が新たに課税されることで、次のようなことが考えられます。
 例えば、世帯の中で75歳に到達して国保から後期高齢者医療制度に移行した方がいる場合には、その分の国保税額が少なくなるが考えられますが、本年度からは国保税の中に「後期高齢者支援金等課税分」が新たに課税されることにより国保税額が増額になり、前年度と比べて減額にならない場合があります。

● **納付のしんぶん**
 普通徴収・特別徴収(年金天引き)どちらの場合も、8月の本算定後年間納税額の本決定後に賦課されます。普通徴収の方には、8月中旬以降に「平成20年度 国民健康保険税納税通知書」(本算定分)を、特別徴収の方には8月下旬に「平成20年度 国民健康保険税決定通知書兼特別徴収開始通知書」(本徴収分)を送付いたします。

平成20年度の国保税の内訳



■ 40歳未満の方



長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の財源の一部として、平成20年度から【後期高齢者支援金等課税分】が新たに課税されることになりました。

■ 40歳～64歳の方



■ 65歳～74歳の方



医療分 … 医療給付費分(基礎課税額)
 介護分 … 介護納付金分
 後期支援分 … 後期高齢者支援金等課税分

かすみがうら市の国保税の税率表

		税率は前年度と同じ		新たに課税
		医療分	介護分	後期支援分
所得割	世帯の所得に応じて計算	8.00%	0.85%	1.40%
資産割	世帯の資産に応じて計算	40.00%	6.00%	8.80%
均等割	世帯の加入者数に応じて計算	18,000円	8,000円	7,200円
平等割	1世帯いくらと計算	20,000円	5,000円	6,200円

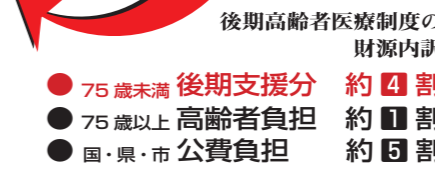
※限度額は、医療分47万円、介護分9万円、後期支援分12万円

■ 75歳以上の方

後期高齢者医療保険料

茨城県後期高齢者医療広域連合が保険料を算定

後期高齢者医療はみなさんの協力のもと成り立っています



● **改正の内容**
 4月からの長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の創設に伴い、その財源の一部として平成20年度からは国民健康保険税の中に「後期高齢者支援金等課税分」が新たに課税されることとなります。
 【後期高齢者支援金等課税分】は、国保加入者だけでなく社会保険など加入者すべての方が負担するものです。
 【後期高齢者支援金等課税分】により国保税のご負担が増えることとなりますが、市の国民健康保険の運営に何卒ご理解とご協力をよろしくお願いたします。

国民健康保険税が変わります

75歳以上の方が加入する医療制度を支えるために、75歳未満の方にもご協力をいただき、保険料に支援分が加算されます

問い合わせ先
 国保年金課
 ☎内線 1141・1142